

年 発 1031 第 2 号
令和 7 年 10 月 31 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
(公印省略)

「確定拠出年金制度について」の一部改正について

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和 7 年法律第 74 号。以下「令和 7 年改正法」という。）が本年 6 月 20 日に公布されたところであるが、今般、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年厚生労働省令第 110 号。以下「令和 7 年 10 月省令」という。）が本日、公布されたことを踏まえ、確定拠出年金制度について（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号。以下「法令解釈通知」という。）の別紙を別添のとおり改正し、別添を令和 8 年 4 月 1 日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

なお、令和 7 年 10 月省令が施行される令和 8 年 4 月 1 日までの間に、令和 7 年改正法の一部の施行に伴う整備政令及び整備省令を順次公布することとしており、本通知の適用までに重ねて法令解釈通知を改正することとなるため、ご留意いただきたい。

確定拠出年金制度について（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号） 新旧対照表

新	旧
第 1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項 (略) 1・2 (略) 3. 企業型年金加入者掛金に関する事項 (1)・(2) (略) (3) 企業型年金加入者掛金の額は、複数の具体的な額から選択できるようにしなければならないこと。 (4)～(8) (略) 4～7 (略) (削る) <u>8～10</u> (略) 第 2・第 3 (略) 第 4 運用の方法の選定及び提示に関する事項 1. 法第 23 条第 1 項の運用の方法に関する事項 (1)～(3) (略)	第 1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項 (略) 1・2 (略) 3. 企業型年金加入者掛金に関する事項 (1)・(2) (略) (3) 企業型年金加入者掛金の額は、複数の具体的な額から選択できるようにしなければならないこと。<u>ただし、実施する企業型年金が簡易企業型年金である場合は、企業型年金加入者掛金の額を単一のものとすることも可能であること。</u> (4)～(8) (略) 4～7 (略) <u>8. 実施事業所が二以上の場合の簡易企業型年金の要件</u> <u>事業主が同一である二以上の厚生年金適用事業所において使用する企業型年金加入者の資格を有する者の総数が 300 人を超える場合は、法第 3 条第 5 項第 2 号の要件に該当しないものであること。</u> <u>9～11</u> (略) 第 2・第 3 (略) 第 4 運用の方法の選定及び提示に関する事項 1. 法第 23 条第 1 項の運用の方法に関する事項 (1)～(3) (略)

(4) 運用の方法の選定及び提示に当たっては、加入者等の選択の幅が狭められることのないよう、リスク・リターン特性の異なる運用の方法から、令第15条第1項の表の中欄のうち3つ以上の区分に該当する運用の方法を適切に選定し、加入者等に提示すること。ただし、同項2の項口、3の項又若しくはル、4の項口又は5の項口の区分（以下「特定区分」という。）に該当する運用の方法から選定する場合には、当該特定区分に該当する運用の方法から資産の種類又は資産の配分が異なるよう留意して、運用の方法が適切に選定及び提示されていれば、特定区分から3以上選定することも可能であること。

さらに、加入者等の分散投資に資するため、令第16条第1項第2号のとおり、元本確保型の運用の方法を1以上選定及び提示する場合は、当該区分以外の区分から2以上を選定及び提示すること。

また、令第16条第1項第1号のとおり、令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでの区分（個別社債、個別株式、自社株ファンド等）から運用の方法を選定した場合は、他の区分から3以上の運用の方法を選定及び提示しなければならないこと。

2 (略)

第5～第12 (略)

(4) 運用の方法の選定及び提示に当たっては、加入者等の選択の幅が狭められることのないよう、リスク・リターン特性の異なる運用の方法から、令第15条第1項の表の中欄のうち3つ以上（簡易企業型年金の場合2つ以上）の区分に該当する運用の方法を適切に選定し、加入者等に提示すること。ただし、同項2の項口、3の項又若しくはル、4の項口又は5の項口の区分（以下「特定区分」という。）に該当する運用の方法から選定する場合には、当該特定区分に該当する運用の方法から資産の種類又は資産の配分が異なるよう留意して、運用の方法が適切に選定及び提示されていれば、特定区分から3以上（簡易企業型年金の場合2以上）選定することも可能であること。

さらに、加入者等の分散投資に資するため、令第16条第1項第2号のとおり、元本確保型の運用の方法を1以上選定及び提示する場合は、当該区分以外の区分から2以上（簡易企業型年金の場合は1以上）を選定及び提示すること。

また、令第16条第1項第1号のとおり、令第15条第1項の表の2の項ニ又は3の項レからウまでの区分（個別社債、個別株式、自社株ファンド等）から運用の方法を選定した場合は、他の区分から3以上（簡易企業型年金の場合は2以上）の運用の方法を選定及び提示しなければならないこと。

2 (略)

第5～第12 (略)